

議案第 28 号

野田市が管理する市道の構造の技術基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市が管理する市道の構造の技術基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年野田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項、第40条第3項及び第41条第2項中「政令第41条第1項において準用する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自動車道等に路上施設を設ける場合の当該自動車道等の幅員を定める際に勘案している道路構造令の一部改正に伴い、関係規定の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年野田市条例第15号）

改 正 案	現 行
<p>(自転車道) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 (略) (自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 (略) 2 (略) 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。 4・5 (略) (歩行者専用道路) 第41条 (略) 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。 3・4 (略)</p>	<p>(自転車道) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、<u>政令第41条第1項</u>において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 (略) (自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第40条 (略) 2 (略) 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>政令第41条第1項</u>において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。 4・5 (略) (歩行者専用道路) 第41条 (略) 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、<u>政令第41条第1項</u>において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。 3・4 (略)</p>